

**特許期間調整に関するお知らせ**  
**NOTICE OF PATENT TERM ADJUSTMENT**

特許期間調整(PTA)は米国特許出願の審査中の特定の遅れに適用されます。 PTA は 2000年5月29日以後に提出された出願から特許になった米国特許に適用されます。 PTA は、以下で説明するように、遅れた期間を補償します。 PTA の日数は、米国特許商標局(USPTO)が決定をします。 出願人または特許権者は、この決定に異議をとなえることができます。

**特許期間調整 (PTA)**

米国特許法 154 条(b)の規定により、以下により審査が遅れたとき、PTA が与える可能性があります。

(A) USPTO が迅速処理を怠った場合（「14-4-4-4」ルールは、次のように義務付けています。(i) 出願日から、または PCT 国際出願の国内段階移行日から、14 カ月以内の実体的な最初のオフィス・アクション、(ii) 応答または不服申立（審判を含む）から 4 カ月以内の次のアクション；(iii) 不服申立の決定から 4 カ月以内の次のアクション、(iv) 特許発行料金の支払いから 4 カ月以内の特許発行）。；

(B) USPTO が出願出願日から 3 年以内に特許を発行しなかった場合（継続審査、不服申立、または出願人によって請求された遅れを差引いた上で）；または、

(C) インターフェアレンス、秘密命令、特許性を否定する決定を覆すアピール審理。

PTA は、ターミナル・ディスクレマによって、及び、出願人が審査を決着するための適切な努力を怠ることによって引き起こされた遅れによって、減少させられる可能性があります。

**PTA の決定に対する異議申立**

USPTO は、特許許可通知とともに PTA の決定を送ります。この決定に関して、特許発行料納付日迄に、特許規則 § 1.705(b)の規定による請求を提出することによって、PTA の見直しを請求することができます。

特許が、発行通知で指定された日付と異なる日に発行された場合は、PTA が変更され、PTA の変更の決定に対しては、どんな根拠でも、特許の発行から 2 カ月以内に「PTA 再考請求」を提出することによって、異議をとなえることができます。

また、米国特許法 154 条の規定により、出願人は、USPTO の PTA の決定に対して、特許の発行の 180 日以内にコロンビア特別区地方裁判所における民事訴訟による救済を求めることができます。